
防府市立国府中学校

部活動運営方針



校 訓

- | | |
|------|-----------------------|
| 「誠実」 | 礼儀正しく、真心をもって行動する生徒 |
| 「敬愛」 | 思いやりがあり、社会や人のために尽くす生徒 |
| 「勤勉」 | 自ら学ぶ心をもって、最後まで努力する生徒 |

2023年 4月

防府市立国府中学校部活動運営方針

1. 国府中学校がめざす望ましい部活動の姿

- (1) 本運営方針は、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

【運動部活動】

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

【文化部活動】

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

【共通】

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- (2) 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 本運営方針は、教員の「働き方改革」や「持続可能な運営体制の確立」の観点から、各校において外部人材の活用を意識した運営や教員の勤務負担軽減をめざす。また、学校部活動が地域部活動に移行されるまでの期間とする。

2. 体罰・ハラスメントの根絶について（宣言）

【宣言文】

国府中学校では、部活動に携わるすべての場での体罰等の暴力行為、ハラスメント及びそれを推奨するあるいは容認する姿勢の根絶について取り組んでいくことを宣言します。

3. 活動計画及び活動報告について

- (1) 顧問は、年間及び毎月の活動計画、毎月の活動報告を作成し、校長に提出する。
- (2) 顧問は、担当部活動の活動方針等を定め、年度当初や3年生引退にともなう新体制発足時に生徒・保護者に周知し、理解と協力を促す。

4. 活動日及び休養日の基準について

- (1) 学期中の週当たりの休養日の設定について
 - ① 活動日が6日連続とならないように休養日を設定する。
 - ② 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ③ 大会参加等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ④ ①②③については、長期休業中も同様とする。
- (2) 1日の活動時間の制限について
 - ① 平日（授業日）は、長くとも2時間程度とする。
 - ② 朝練習は、「平日の活動日扱い」とする。また、実施する場合の活動時間は30分程度とし、放課後の活動時間との合計が長くとも2時間程度になるよう留意する。
 - ③ 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、3時間程度とする。
- (3) 長期休業中における適切な期間の連続休養日の設定について
 - ① 各学校で定める「学校閉庁日」等を活用して連続休養日を設ける。
 - ② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 顧問の指導従事時間の適正化

校長は、適切な休養日の設定はもちろん、複数顧問による交替制指導や、部活動指導員の活用等により、顧問の時間外勤務の軽減に配慮する。

5. 平日の朝練習や放課後の活動終了時刻、家庭の日について

- (1) 平日の朝練習について
 - ① 平日の朝練習は7時20分から7時50分までとする。
 - ② 朝練習の実施可能期間は、2月1日から11月30日までとする。
(※冬季については、活動開始時間を遅らせるなどの配慮をする。)
 - ③ 朝練習で登校する際には、必ず制服を着用する。
 - ④ 以下の要件により、12月1日～1月31日の期間の朝練習を認めることがある。
 - ・ 特別な場合で、校長が認めた場合
 - ・ 複数の部をまたいで活動が行われる場合（※市内一周駅伝競走大会の練習等）

(2) 放課後の活動終了時刻について

- ① 放課後の活動終了時刻（総下校時刻）については、下記のとおりとする。

期	間	活動終了時刻（総下校時刻）
4月 1日	～ 8月31日	18時15分（18時30分）
9月 1日	～ 9月15日	18時00分（18時15分）
9月16日	～ 県新人	17時45分（18時00分）
県新人	～ 10月31日	17時00分（17時15分）
11月 1日	～ 1月15日	16時45分（17時00分）
1月16日	～ 1月31日	17時00分（17時15分）
2月 1日	～ 2月15日	17時15分（17時30分）
2月16日	～ 2月28日	17時30分（17時45分）
3月 1日	～ 3月15日	17時45分（18時00分）
3月16日	～ 3月31日	18時00分（18時15分）

(3) 家庭の日（第3日曜日）の部活動について

- ① 原則として活動は中止とする。ただし、以下の場合には、保護者の了解を得た上で実施できるものとする。

- ・ この日に開催される「大会」に出場する場合
（※ここで言う「大会」とは、協会・連盟等、主催者がはっきりしている大会に限る。練習会や錬成会などはこれに該当しない。）
- ・ この日が主たる大会の1週間前にあたり、練習が必要な場合
（※ここで言う「主たる大会」とは、県・中国・全国大会のことを示す。）

6. 活動場所や荷物等の管理場所について

- (1) 各部の活動については、校内の定められた場所で活動し、荷物については各部で責任をもって管理する。
- (2) 諸事情により、校内で活動ができない場合は、学校外での活動を認めるが、移動や経費等が生徒に過度な負担とならないように留意するとともに、移動時の交通安全指導を徹底する。

7. 生徒や保護者への連絡体制について

- (1) 各顧問は4月の新入部員が確定次第、部員及び保護者への連絡の手段を確保しておく。その際、個人情報の取り扱いには十分留意する。
- (2) 月別練習計画や大会・練習試合等の予定に関する文書は、早めに各顧問が作成の上、配付する。
- (3) 大雨、暴風、積雪等、あらかじめ危険が予測できる場合において、全校体制での対応を行う際には、前日の下校時及び部活動終了時に生徒に連絡するとともに、マチコミメールでも配信する。部ごとに対応を行う場合には、顧問から連絡を入れる。

8. 校外で活動する場合の施設利用方法や移動方法について

- (1) 校外で活動する場合は、借用する施設の管理規則を守り、その使用料については、各部で負担することとする。
- (2) 移動方法については、天候や移動時間等を踏まえ、生徒の健康安全について十分に考慮の上、各部で判断する。
- (3) 教職員による生徒輸送は防府市では認められないので十分に留意する。
- (4) 生徒の輸送を保護者に依頼する時には、「同乗承諾書」を保護者に提出してもらう。承諾できない家庭に関しては、その家庭の保護者の輸送になる。

9. 生徒の健康管理について（熱中症対策を含む）

- (1) 顧問は、活動中の生徒の健康状態を把握するとともに、常に安心・安全な条件下で活動できるよう活動場所や使用器具等の整備・点検を適宜行い、生徒の安全管理と事故防止に努める。
- (2) 顧問は、生徒自身が健康管理や活動時の安全確認に関心をもつよう指導するとともに、体調不良や負傷などの場合には、自ら報告できる雰囲気を作成しておく。
- (3) 顧問は、活動時の暑さ指数（WBGT）や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止等の判断を行う。また、活動の中止や中断に備えて、判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておく。
- (4) 顧問は、定期的に、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用方法について研修を受けることとし、生徒にも事故発生時の行動について指導する。

【参考資料】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

10. 徴収金や大会参加費等の管理と運用について

- (1) 生徒振興費や教育後援会等の学校徴収金については、防府市学校徴収金マニュアルに基づき、適正に執行する。

- (2) 各部の年間予算は、生徒振興費から分配する。大会参加費や物品購入等に係る経費は、分配された予算から支出するので、マニュアルに基づいて適切に処理する。
- (3) 部に保護者会や後援会がある場合は、総会を開催して、規約・会則の周知、活動や会計に関する承認や報告が行われるように顧問から要請し、適切な運営・会計管理が行われているかを常に把握する。

1 1. 部活動指導員について

- (1) 学校における部活動の指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教職員の負担軽減を図ることを目的とする。
- (2) 部活動指導員は、「防府市部活動指導員就業要綱」に基づいて防府市が採用し、専門種目や学校からの意見を考慮した上で、最適者と認めた者が配置される。

1 2. その他必要な事項について

- (1) 顧問あてに直接送付されてきた各種大会や記録会、コンサート等の案内文書及び開催要項等は、管理職や関係教職員との情報共有ができるよう必ず文書受付を行う。
- (2) 宿泊を伴う活動に参加する場合には、必ず事前に管理職に開催要項及び宿泊要項を添えて相談する。

《参考資料》

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁／H30年3月）
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁／H30年12月）
- 運動部活動の在り方に関する方針（山口県教育委員会／H31年3月）
- 防府市中学校部活動運営方針（防府市教育委員会／H31年3月）
- 防府市部活動指導員就業要綱（防府市／H30年10月）
- 部活動指導手引き（各中央競技団体）
- 防府市中学校部活動運営方針（防府市教育委員会／R5年3月）